○厚生労働省令第五十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項第二号中「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」に、「四千六百四十円（」を「四千九百二十円（」に、「一万千七百四十円（」を「一万二千九十円（」に、「四千六百四十円を」を「四千九百二十円を」に改め、同条第二項中「一万五百七十円」を「一万八百八十円」に、「一万千七百四十円」を「一万二千九十円」に改める。

第二十八条の四の次に次の一条を加える。

（最低賃金日額の算定方法）

第二十八条の五　法第十八条第三項に規定する最低賃金日額は、同条第一項及び第二項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。

第三十六条第四号イ中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削る。

第三十八条の次に次の五条を加える。

（法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十八条の二　法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

（法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十八条の三　法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいず

れにも該当することとする。

一　特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

二　当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準）

第三十八条の四　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一　難治性疾患を有するものであること。

二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害

者」という。）であること。

三　前二号に掲げるもののほか、障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者であること。

（法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害）

第三十八条の五　法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害は、次のとおりとする。

一　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく救助が行われた災害

三　前号に掲げる災害に準ずる災害として職業安定局長が定める災害

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

第三十八条の六　管轄公共職業安定所の長は、法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証に記載するものとする。

第四十八条の三第一項中「及び第四項」の下に「、法第二十四条の二第四項」を、「同条第三項」と」

の下に「、法第二十四条の二第四項」を加える。

第八十五条の五第一項中「及び第四項」の下に「、法第二十四条の二第四項」を、「同条第一項」と」の下に「、法第二十四条の二第四項」を加える。

第百条の二中「修了した場合」の下に「（法第二十一条の規定による期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。）」を加える。

第百条の六中「利用する場合」の下に「（法第二十一条の規定による期間が経過した後に保育等サービスを利用する場合に限る。）」を加える。

第百十八条の三第二項第一号イ中「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）」を「発達障害者」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第三十二条」の下に「、第三十八条の三第二号」を、「第三十八条」の下に「、第三十八条の六」を加える。

附則第十五条の五第二項第一号イ中「（昭和二十二年法律第百十八号）」を削る。

附則第十八条中「次のとおり」を「第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者」に改め、同条

第一号及び第二号を削る。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

附則第二十一条（見出しを含む。）中「法附則第五条第一項第一号ロ」を「法附則第五条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　最近一箇月において、その地域を管轄する公共職業安定所において求職の登録をした者であつて就職したもの（公共職業安定所の紹介した職業に就いた者に限る。以下この号において「求職登録就職者」という。）のうち、その地域において就職した者の割合が百分の五十に満たない地域にあつては、当該地域以外の地域であつて、求職登録就職者の数が最も多いものが前三号のいずれにも該当すること。

附則第二十二条を次のように改める。

（法附則第五条第一項の適用に係る法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等）

第二十二条　法附則第五条第一項の規定の適用がある場合における第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」とする。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十三条の二　法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（法第十八条の二に関する事項）

第十三条の二　法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事業の業務

に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。

２　法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。

第二十五条の三第二項の表第二十三条第三項の項中「第二十五条の三第三項第五号から第八号」を「第二十五条の三第三項第四号から第七号」に、「第二十五条の三第三項第七号」を「第二十五条の三第三項第六号」に改め、同表第二十三条第五項の項中「第二十五条の三第三項第七号」を「第二十五条の三第三項第六号」に改め、同表第二十三条第六項の項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項第三号を削り、同項第四号ロ中「第一号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

様式第一号（第二面）を次のように改める。

様式第１号（第２面）

⑧ 兼業の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
		（　　）　－

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
		（　　）　－

⑫取次機関

イ 名称（ふりがな）	
ロ 住所（ふりがな）	
ハ 事業内容	

申請者（法人にあっては役員を含む。）は、職業安定法第32条各号のいずれにも該当せず、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第１号から第８号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第一号（第三面）を削り、同様式（第四面）中「（第４面）」を「（第３面）」に改め、同様式（第四面）を同様式（第三面）とする。

様式第一号の二（第二面）中「第３号」を「第８号」に改める。

様式第六号（第二面）中「代表者」を「申請者（法人にあっては役員を含む。）」に、「第３号」を「第８号」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第三条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三項中「四千六百四十円」を「四千九百二十円」に、「一万千七百四十円」を「一万二千九十円」に改め、同条第五項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「千二百九十五円」を「千二百八十二円」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

７　前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃

金日額（当該年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。以下この項において同じ。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正）

第四条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

２　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項」とする。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（職業安定法施行規則の特例）

第十九条の二　建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十七条第二項」とする。

様式第二十号（裏面）中「、第30条第2号」を「、第30条第1項第1号及び第2項、第34条第1項第3号」に、「、第35条の3第2項、第35条の4、第40条の6」を「、第35条の3、第35条の4第2項、第35条の5、第40条の3から第40条の5まで、第40条の6第1項第4号、第40条の9、第47条の4」に、「第23条第1項」を「第2条第4号」に、「労働者派遣法第30条の2第1項」を「同号」に、「一～四」を「一～五」に、「五　第51条

第1項」を「六　第51条第1項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「附則第五条第一項の」を「第二十四条の二第一項の」に、「附則第五条第一項及び第二項」を「第二十四条の二第一項及び第三項」に、「同条第一項各号のいずれか」を「同条第一項第三号」に、「附則第五条第二項」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行規則第二十八条の三第一項第二号及び第二項の改正規定、第二十八条の四の次に一条を加える改正規定並びに第三十六条第一項第四号イの改正規定並びに第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）第百条の二の規定は、雇用保険法施行規則第九十五条の二第二号に規定する短期訓練受講費に係る教育訓練（以下この項において「教育訓練」という。）を開始した日がこの省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である者について適用し、教育訓練を開始した日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下この条において「旧雇保則」という。）第百条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

２　新雇保則第百条の六の規定は、雇用保険法施行規則第九十五条の二第三号に規定する求職活動関係役務利用費に係る同令第百条の六に規定する保育等サービス（以下この項において「保育等サービス」という。）を利用した日が施行日以後である者について適用し、保育等サービスを利用した日が施行日前である者に係る旧雇保則第百条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

３　受給資格（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。）に係る

離職の日が施行日前である者に係る旧雇保則附則第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。